

熊本県県北広域本部鹿本地域振興局公用車 ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局（以下「局」という。）における職員の安全運転意識の向上及び交通事故等の防止に向けた取組の推進並びに交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理を目的として、局の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

なお、土木部の公用車においては、上記の目的に加え、道路区域内の道路施設状況及び河川区域内の状況に関する情報の収集を行うことも目的とする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車前方の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) 記録データ

ドライブレコーダーに記録した映像及び音声をいう。

3 総括管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。

(2) 総括管理責任者は、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局次長とし、記録データを総括管理する。

(3) 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただし、総務振興課については総務振興課長、土木部については維持管理調整課長）とし、記録データを管理する。

(4) 管理主任は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長（ただし、総務振興課については総務振興班長、土木部については管理総務班長）とし、ドライブレコーダーを管理する。

4 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

総務振興課、保健福祉環境部、農林部及び土木部が管理する全ての公用車に設置できるものとし、具体的に設置する車両は、使用頻度等を考慮して総務振興課及び各部で決定後、総括管理責任者に報告することとする。また、設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を記録するものとする。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（60分程度）の記録により旧記録データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。ただし、土木部が管理する公用車のうち、河川巡視業務に使用する公用車における記録データの記録時間は180分程度とする。

イ 運転者は、設置目的の確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。ただし、河川巡視業務において、河川巡視を行ったときは、1日の業務が終了するごとにメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出することができる。

ウ 記録データの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として、事故等が発生した場合、並びに道路施設状況及び河川区域内の状況の確認が必要とされる場合とする。

イ 記録データの閲覧は、管理責任者及び総括管理責任者のみ行うこととする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

ア 記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断したときは、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。ただし、河川巡視業務における記録データについては、管理責任者による記録データの確認の手順を経なくとも、管理責任者の指示によりそのまま専用の媒体に複写して保存することができる。

イ 記録データの保存期間は1月間とする。ただし、河川巡視業務における記録データの保存期間は6月間とする。

ウ イの規定に関わらず、設置目的を達成するため特に必要と認められるときは、熊本県北広域本部鹿本地域振興局長（以下「局長」という。）の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の状況確認及び原因分析並びに道路管理者及び河川管理者として施設を管理するうえで必要と判断される場合にのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的のために利用及び提供してはならない。
- (2) (1) に定める記録データの利用及び提供を行う場合は、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの利用及び提供をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、ドライブレコーダーを設置している旨を表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成30年2月7日から施行する。

年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

〇〇〇課

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

